

# 【事業者向け】駒ヶ根市中小事業者設備投資等支援事業のご案内

## 1. 目的

駒ヶ根市では、原材料費やエネルギーコストの高騰等の厳しい経営環境下において、生産性の向上や収益力の改善等に積極的に取り組む市内事業者の皆さんを支援するため、自動化や省エネ対策、付加価値向上等の設備投資に係る経費の一部を補助します。

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

※着手前（発注・契約前）に申請し、市の交付決定を受ける必要があります。

## 2. 補助対象者

次の(1)～(3)のすべての要件を満たす、市内中小事業者が対象です。

### (1) 市内に事業所（本店、支店、工場等）を有する法人または個人事業主

※中小企業基本法第2条に規定する法人（みなし大企業を除く）または個人事業主。法人は、本社が市外であっても、市内に事業所があれば申請可。個人事業主は、市内に住民登録がある方のみ。

### (2) 創業後1年を経過し、今後も事業継続の意思があり、かつ市税の滞納がないこと。

### (3) 本補助金で導入する設備等について、国・県等の他の補助金を受けていないこと、または受ける予定がないこと。

※特に、長野県が実施する「エネルギーコスト削減助成金」や「売上高10億円突破支援プロジェクト」等の助成を受けていないこと、または受ける予定がないこと。

## 3. 対象事業・対象経費

生産性向上や収益力改善等のために行う「設備・システム等の新規導入」又は「既存設備の更新」であり、次のA～Cのいずれかに該当する購入費、工事・導入費等が対象です。

### 【A】生産性向上コース（自動化・省力化・DX・業務改善・生産能力向上）

（機械装置、ロボット、システム、ソフトウェア等の購入を含む。新設・更新可。）

### 【B】エネルギーコスト削減コース（省エネ対策・LED化）

（照明・空調・ボイラー等の更新により、コスト削減が見込めるもの。新設や発電設備は対象外。）

### 【C】付加価値向上コース（新製品・新技術開発）

（機械装置等の購入のほか、試作に必要な経費、デザイン費、コンサル費等を含む。新設・更新可。）

### 【全コース共通の注意】

①申請の際、設備の導入効果について、カタログや試算表等での明示が必要です。

また、設備稼働後の導入効果について、実績報告が必要です。

②生産性向上や収益力改善等に繋がらない、既存設備の更新や修繕等は対象外です。

③市内事業所で行う設備投資のみが対象。更新の場合、同種の更新のみが対象です。

④リース、サブスク等は、事業実施期間中の経費のみ対象。対象経費詳細はQ&A参照。

## 4. 補助内容

補助率：対象経費の1/2 ※消費税除く。

補助額：1事業者あたり上限100万円、下限5万円

（市内に本社のある事業者から全て購入する場合、10%上乘せ（最大110万円））。

【注意】 ①補助対象経費の総額が10万円以上（税抜）の事業が対象。

②エネルギーコスト削減コース補助上限額は50万円。50万円を超える事業（対象経費100万円超）は、県エネルギーコスト削減助成金をご活用ください。

③1事業者上限額100万円または110万円以内であれば、複数コース選択可。

## 5. 申請期間等

申請期間：令和8年4月1日（水）～ 令和9年1月29日（金）

事業実施期限：設備設置・支払いが、令和9年2月26日（金）までに完了すること。

実績報告期限：令和9年2月26日（金）

## 6. 「補助対象者」に関する注意事項

次の①～④のいずれかに該当する方は、**対象外**となります。

①中小企業基本法の「会社」に該当しない事業者の方

（例）社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農事組合法人、農業法人、組合（農業協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）等

②みなし大企業

③駒ヶ根市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の方

④風営法に規定する性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業を行う事業者

## 7. 申請書類

以下の①～⑨の書類を商工観光課工業係へ提出（持参または郵送）してください。

	申請書類
①	・補助金交付申請書（様式第1号）
②	・事業計画書（様式第2号）
③	・収支予算書 兼 経費内訳書（様式第3号）
④	・誓約書兼同意書（様式第4号）
⑤	・対象経費が確認できる書類の写し（見積書等）
⑥	・導入効果の算出根拠が確認できる書類の写し（カタログ、試算表等）
⑦	・設置場所が確認できる書類（平面図と写真） ・更新前の設備の写真（更新の場合のみ） 実績報告時には、設置後の写真をご提出いただき、設置を証明していただきます。
⑧	・市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類の写し 法人：直近の確定申告書、法人事業概況説明書、登記簿事項証明書 等 個人：直近の確定申告書、所得税青色申告決算書、営業許可証 等
⑨	・市内に住民登録があることを確認できる書類の写し（個人事業主のみ） 自動車運転免許証、マイナンバーカード など

※申請様式は、駒ヶ根市ホームページからダウンロードまたは申請窓口で受け取ることができます。また、本補助金に関する Q&A も併せてご確認ください。

## 8. 申請窓口・問い合わせ先

窓 口：駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係（本庁舎1階）

住 所：〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号

電 話：0265-83-2111（内線433）、 E-Mail：kogyo@city.komagane.lg.jp